

令和7年12月18日

宗像市議会

議長 岡本 陽子 様

建設産業常任委員会

委員長 小林 栄二

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

### 第114号議案 宗像市自転車等駐車場（東郷駅）及び宗像市自動車駐車場（東郷駅）の指定管理者の指定について

宗像市自転車等駐車場（東郷駅）及び宗像市自動車駐車場（東郷駅）の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

##### 1 指定管理者について

- (1) 施設の名称 宗像市東郷駅日の里口第1自転車等駐車場 外4施設  
(2) 団体の名称等 公益社団法人宗像市シルバー人材センター  
理事長 久芳 昭文  
宗像市赤間四丁目2番1号

(3) 指定の期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

2 公募により応募があった1者について、宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類及びプレゼンテーションによる審査が行われ、同センターを候補者として市に答申があった。これを受け、市として検討した結果、現行の指定管理者である同センターは、過去の実績においても施設内の清掃をはじめ、利用者への声かけやサポートを行うなど適切に管理運営を行っていることから、指定管理者として適当であると判断した。

3 当初、指定管理料の上限額を前期と同様の6,400万円に設定して公募したが、応募者がいなかつたため8,200万円へ増額し再度公募を行った。なお、物価上昇等の社会情勢を考慮して、会計年度ごとの指定管理料を段階的に設定するなど、適切な事業計画を検討するよう仕様書に定めている。

4 市民からシニアカー専用の駐車場の整備についての要望を受けていたため、今後、内部での調整や指定管理者との協議を行い、試験運用を行うことを検討している。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## **第 115 号議案 宗像市自家用有償旅客運送条例の制定について**

道路運送法の規定に基づき、地域住民等の交通手段の確保及び持続可能な地域公共交通の形成を目的として自家用有償旅客運送（以下「公共ライドシェア」という。）を実施するに当たり、条例を制定するものである。

### **【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を行うに当たり、現在、実証運行を行っている公共ライドシェアについて、令和 8 年 3 月 1 日から段階的に本格運行を開始するため、実証運行の結果を踏まえた運行方法や運賃等を条例で定めるもの。
- 2 運行方法は、利用者の予約に応じて経路やスケジュールを調整して運行するデマンド型運行とする。また、運行区域は、自由ヶ丘地区、河東地区、南郷地区、池野・岬地区とし、今後、運行区域の拡大を予定している。なお、生活圏が同じである池野地区と岬地区は同一の運行区域とする。
- 3 運行日は土・日・祝日を含む毎日とし、利用時間は午前 7 時から午後 8 時までとする。また、予約方法は電話またはスマートフォンアプリとし、予約受付期間は利用日の 7 日前から利用開始前までとする。
- 4 区域内の基本運賃を 500 円、高校生以下や 70 歳以上、障害者手帳等保有者とその介助人は 300 円、未就学児は無料とする。さらに、乗り合い等により乗車することで基本運賃から 100 円引きとなる。区域外への移動については指定の乗降ポイントを設けており、区域内と指定の区域外乗降ポイントの行き来のみ可能とする。
- 5 本格導入に当たり区域外乗降ポイントの運賃の計算方法を見直したため、一部区域外乗降ポイントにおける運賃を現行よりも安く設定する。利便性が高まるところから実証運行期間中の令和 7 年 12 月 22 日から新料金を適用する。また、今後も各地区コミュニティ運営協議会や自治会と連携して、乗り方教室などを行うことで利用促進を図る。

### **【意 見】**

(賛成意見)

- ・現在、岬地区では多くの方が自家用車を利用しているが、今後高齢化とともに免許証の自主返納が進み、公共交通機関の利用者が増えることは目に見えて明らかであるため、公共交通の仕組みの見直しが必要であると考える。また、地域住民から市役所などのハブとなる場所への行き来ができるようにしてほしい等の意見も聞いているため、市民からの要望を反映した仕組みを検討してほしい。

### **【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## **第 116 号議案 宗像市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について**

福岡広域都市計画地区計画（公園通り地区地区計画）の変更に伴い、条例の一部を改正するも

のである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 福岡広域都市計画地区計画である公園通り地区地区計画の変更について、宗像市都市計画審議会において議決されたため、都市計画決定を行うことに伴い、条例の一部を改正するもの。改正内容は、公園通りの住宅街西側部分に医療・福祉施設地区と低層住宅地区Bを既存の地区計画に追加するもの。
- 2 公園通り地区周辺の医療施設の閉院や医療及び介護需要の高まりから、医療・福祉施設地区では、在宅医療と介護を一体的に提供する医療・福祉施設の立地を誘導する。新しい医療福祉施設は令和9年度に開業予定である。
- 3 今回追加する低層住宅地区Bは既存の低層住宅地区Bに編入し、道路や上下水道などのインフラ整備が整った後に、低層系住宅が建てられるようにする。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第 117 号議案 宗像市東部観光拠点施設の指定管理者の指定について

宗像市東部観光拠点施設の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 指定管理者について
  - (1) 施設の名称 宗像市東部観光拠点施設
  - (2) 団体の名称等 赤間地区コミュニティ運営協議会  
会長 杉下 啓恵  
宗像市赤間二丁目 3番 1号
  - (3) 指定の期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- 2 宗像市東部観光拠点施設（赤馬館）は、地域の活性化が期待される施設であって、その地域に根差した団体に管理運営を委ねることにより、事業効果が相当程度期待できる施設として、指定管理者の選定を非公募としている。
- 3 選定委員会からは、周年イベントなどでの集客効果が評価された一方で、大学生や近隣の酒蔵などとのさらなる連携、職員研修に積極的に参加するなどの人材育成、観光業の専門家等の意見を取り入れた収益改善事業の取組について期待する等の意見があった。
- 4 観光行動の変化や担い手不足、地域からの運営体制に対する不安の声がある等、施設の役割と運営方針を見直す必要があるため、前期から継続して同協議会を指定管理者とする一方で、指定管理期間を従来の4年間から2年間に変更して、この間に施設の意義、方向性等の再構築を行う。現在赤間宿にある全ての事業者へヒアリングを実施しており、ヒアリングの結果を基に、令和8年1月から同協議会との協議を行う予定としている。また、より多くの意見を聞き取るためにワークショップ等の開催も検討している。
- 5 2年間での指定管理料の上限は3,100万円で、令和8年度の指定管理料は1,500万円

を見込んでおり、人件費の上昇や近年の物価変動等を考慮したことから、令和7年度と比較すると50万円の増額となっている。

### 【意見】

(賛成意見)

- ・赤間宿は宿場町から長い歴史があり、市民にとっても思い入れのある街並みである。その中で、赤馬館はその歴史や市民の思いを次世代に受け継ぐ役割を持った施設であると考える。今後、赤間宿通りを活性化させるために、運営等についてしっかり見直しを行ってほしい。また、年間の指定管理料を1,500万円としており、市民からは厳しい目を向けられることも認識した上で、赤馬館があってよかったと思われるような事業に取り組んでもらいたい。
- ・本市が行っている小中一貫コミュニティ・スクールにおいて、地域の課題を子どもたちが学び考えていく上で、宗像市東部地区の歴史や今後の活性化について考えることは子どもたちの学びにつながるのではないかと考える。赤馬館が地域活性化の起爆剤になるように頑張ってほしい。
- ・ワークショップなどで赤間宿通りのまちづくりに意欲的な方からの意見を募り、知恵を借りながら今後の方向性を模索してほしいと思う。市民からは、日替わりで飲食店を営業できる場所があるとよいのではないか、市民や音楽団体がコンサートを開ける場所が欲しい等という声を聞いている。様々なアイデアを形にできるように努力してもらいたい。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。